

承諾書

－ Page1 / 2 －

以前の平穏な日常生活を取り戻せるよう、精一杯、文書作成業務と相談業務を通して、正当な権利を守るためのお手伝いをさせていただきます。

そのためには、いくつかの注意点がありますので、以下の内容をよく読み、ご確認下さい。

1. 当事務所でサポート出来るのは、謝罪文の原案や回答書、示談書など、その都度必要となる文書の作成と発送、および、メール相談となります。
2. 着手金と実費の入金、相談シートと契約書の提出、等が揃い次第、1 通目の原案作成作業に入ります。
通常、当日ないし翌日には、メールやFAXにて原案を送信させて頂いております。
修正希望は、何度でも、遠慮なく申しつけて下さい。
作成する文書はすべて、文面内容に承諾を頂いてからの発送とさせていただきます。
- 3 謝罪文に関しては、事案の性質上、弊職が起案したものをワープロソフトの印刷ではなく、直筆で自署するなどして頂きます。
- 4 相手方の請求金額が明らかでない場合は、一律、金150万円の請求があったものとして算定させていただきますが、後日、これを超える請求があった場合は、その額を基準とさせていただきます。
- 5 業務の性質上、原案作成後のキャンセルの場合には、着手金の返還は出来ませんので、ご了承下さい。
- 6 相手方からの回答や再度の通知など、すべて書面でのやり取りによって進めますので、相手方から文書が届いた場合には、速やかにメールないしFAX等で送信して下さい。
- 7 相手方からの請求が止まり、相当な期間が経過した場合には、業務終了となり、成功報酬の支払が必要となりますが、支払方法に関しては、相談に応じます。
なお、郵便代実費が生じている場合は、別途にご負担して頂きます。
- 8 第1 通目の文書原案作成から業務完了までの目安ですが、早ければ1ヶ月以内で、長くても3ヶ月以内に大半が完結となります。
- 9 業務中、相手方からの事実否認や賠償拒絶などの対立関係が生じた場合には、業務継続をすることが出来ませんので、別途に弁護士紹介を希望されるか、業務打ち切りでの処理をしますので、ご承知おきください。

承諾書

－ Page2 / 2 －

- 10 当事務所のサポートで示談成立または請求停止とならない場合、着手金以外の費用は、頂きません。但し、郵便代実費のみ、ご負担をお願い致します。
- 11 成功報酬の算定においては、実費・治療費・物損その他、名目の如何を問わず、本サポート業務に関して生じた経済的利益（支払を回避できた金額）に基づいて計算させていただきますので、ご了承下さい。
- 12 ご依頼者の方で、条件の折り合いがつかなくて示談に応じたくないという場合は、希望に応じて、業務提携している弁護士を紹介致します。
- 13 電話・メールその他、方法の如何を問わず、示談交渉は行なっておりません。
また、業務途中で訴訟へ移行した場合、および相手方から事実否認や支払拒絶をされるなど、紛争の蓋然性が高くなった場合には、業務終了とさせていただきますので、ご了承下さい。
- 14 示談が成立となった場合、希望に応じて、報酬の支払いは分割払いで結構です。
また、相手方の希望で公正証書の作成となる場合、公正証書作成手続きの代理も承ります。但し、別途に実費負担は生じます。
- 15 業務終了後に頂いたメールやお手紙の内容につきましては、プライバシーに配慮した上で、当事務所が運営するホームページや広告物に、匿名で内容を公開する場合があります。
予めご了承下さい。
差し支える場合は、その旨の告知をして頂ければ、一切の公開を行ないません。

その他、業務委任後、終了まで、ご質問やご相談を承りますので、何なりと御座いましたら、申しつけて下さい。

本書面（計2枚）の記載内容をすべて読み、同意・承諾します。

平成 年 月 日

住 所

氏 名 (印)